

大学等における RA 等の雇用・謝金に係るガイドライン（抜粋）

< 「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）抜粋 >

○博士課程学生については、学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務

○業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に
応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇（※）とすることが特に重要

（※）競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。

○大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を
直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内
規程の見直し等を行うことが必要

< 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」（令和2年6月30日
文部科学省 経済産業省）抜粋 >

○とりわけ博士後期課程学生については、生活費相当額程度の経済的支援の充実が必要とされていることなども踏まえ、積極的に RA 等として雇用するとともに、企業との共同研究費や寄附金をはじめとする多様な財源を活用し、少なくとも生活費相当額を学生が受け取ることができるようにすることが期待される。このため、共同研究に従事させる場合には、
業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に
応じた給与を支払う必要がある。